

「リコール促進の共通指針（素案）」に対する意見書

委員 中 村 忠 史

第1 この意見書の骨子

「リコール促進の共通指針（素案）」（以下「素案」という。）は、「消費者の視点から望まれるリコールのあり方として、リコールの開始決定や方法の選択等に関する目安や手順、留意点等について定め、事業者を始め、事業者団体、消費者、行政その他関係者の参考に供することをもって、迅速、的確なリコールの促進を図ることを目的とする」としているが、次の理由で実効性は期待できないと思料する。

- ① 素案は、事業者のほとんどが、いかに事業者の社会的責任を強調しようとも、経済的利潤追求をその目的としているため、リコールによって事業者の信用や事業者が製造・販売した製品の信用が毀損・低下することを危惧するほか、リコールを実施するためには多額の費用を捻出する必要があるため、リコールを極力回避したがることを看過しており、事業者のいわゆる「性善説」を前提としている。

しかし、実際には、欠陥を内包する自動車の製造事業者が「リコール隠し」をしたために人身事故が発生した事例、高齢者や乳幼児がこんにやくゼリーを食して窒息死する事故が繰り返し発生したにもかかわらず製造事業者が製造・販売を継続した事例、ガス瞬間湯沸器の不正改造による一酸化炭素中毒事故が多数発生したのに、製造事業者が、不正改造を行った修理業者に責任を転嫁し、ガス瞬間湯沸器自体に欠陥はないとしてリコールを実施しなかった事例、食用として販売を禁止していた汚染米が販売されていたが販売した事業者によってその回収がなされていない事例等が発生しているのであって、これらの事例の病理を克服する方策を検討しなければ、「迅速、的確なリコールの促進を図ること」は不可能であると思われる。

- ② リコールを極力回避したがる事業者に自主リコールを促進させるには、リ

コールを回避するより実施したほうが事業者の利益になると判断させるような契機が必要となる。

素案は、事業者の「自主リコール」という側面のみを重視した結果、事業者内部におけるリコールの開始決定や方法の選択、それらの手順等に関心が向いてしまい、「リコールの促進を図る」ための社会システムをどのように構築するかという問題を看過している。

事業者の自主リコールの促進を図るには、事業者がリコール開始の意思決定をする以前に、消費者や行政が事業者にリコールを促すという社会システムを構築すること、そのために、消費者や行政も製品事故の情報を保有するシステムやリスクコミュニケーションという手法を導入すること、消費者をバックアップするための事故原因の究明機関を拡充させるなどして、事業者の自主リコールを促進させるという発想が必要なのである。

しかし、素案は、「消費者の視点から望まれるリコールのあり方」を指向しながら、消費者が事業者のリコールを開始する意思決定に関与する機会をほとんど配慮していないばかりか、消費者に事業者と対等の事故情報を収集する手だてがなく、事業者が伝達する事故情報やリコール情報にしか依拠できないところに大きな問題を有している。

## 第2 「I. 基本的な考え方」について

ここでは、事業者がリコールを開始する意思決定をした後に消費者にリコールに関する情報を伝達することしか予定されていないので、消費者は事業者から伝達されるリコールに関する情報に依拠しなければならず、受働的な立場におかれることを指摘しておきたい。それゆえ、消費者が、事業者と同等の製品の事故情報を保有し、事業者にリコールを開始する意思決定を促すという可能性を狭めている。「この素案は事業者の自主リコールを想定したもので、消費者からリコールを促されて実施する場合を想定していない」とするのであれば、それは本末転倒の立論である。

## 第3 「II. 定義」について

リコールの情報提供について、上記第2と同様の問題がある。

#### 第4 「Ⅲ. リコールを開始する」について

##### 1 「1. 開始の意思決定」について

###### (1) 「開始の判断基準」について

ア リコールの開始の意思決定を被害の程度や被害発生の蓋然性を基準として立論しているために、例えば、汚染米の不正販売のように、そもそも食用として販売してはならないにもかかわらず、被害の程度や被害発生 of 蓋然性が不確定であるという理由でリコールを回避されかねない。

イ 化学物質を含有する製品についても同様のことが想定される。また、P R T R法は、化学物質の危険性や有害性を事業者や所轄行政省庁のみでは判断できないという前提のもとに、消費者が参加したリスクコミュニケーションの手法を導入することによって問題の解決を指向しているのに、素案では、事業者の自主リコールという命題に拘束されて、このような解決策に言及できていない。

###### (2) 「留意事項」について

ア 素案には、「被害発生、もしくはそのおそれがある場合で、その原因を特定できない場合」でも、「被害の大きさ、頻度を踏まえたうえで、適切な方法を選択しながら、リコールの開始を判断する。」とある。

ある製品の瑕疵や不具合等が不明な場合であっても、その製品に起因する被害発生、もしくはそのおそれが認められる場合にはリコールを決定するという指針は、消費者の視点からは肯定的に受け入れられるが、事業者からは製品起因性を裏付ける問題を無視した基準として反発が予想される。

イ 素案にある「消費者の使い方に起因するとみられる場合」とは、使用者（消費者）の誤使用を想定するものであるが、実は、当該製品の安全性を欠く場合か、それとも使用者（消費者）の誤使用かと判断したり、警告表示や取扱説明書の適正を判断することは困難な場合が多く、事業者の視点と消費者の視点とでは大きな隔たりがあることが少なくない。

例えば、動力刈払機は昭和40年代後半から回転する刈刃が欠けて飛散しその破片で使用者が失明する事故が多発していたが、保護眼鏡を装着するよう警告表示や取扱説明書の掲示が徹底されるようになったのはある製

造物責任訴訟が提起された平成8年以降であった。

そのために、ここでも消費者が参加したリスクコミュニケーションの手法が導入されるべきなのである。

ウ 素案には、「経年劣化によって事故が発生したと考えられる場合には、被害の大きさや頻度を踏まえたうえで、事業者は、消費者に危険性を知らせるとともに、危険性の程度に応じた是正措置をとる。」とある。

しかし、いかなる製品も経年劣化するし、想定される危険性も多種多様であり、素案の記載は指針とはなりえない。また、製造物責任法は製造業者等の責任期間について、製品を出荷してから10年間であると規定していることも障害となっている。

2 「2. 複数の事業者間の関係」について

概ね異存はない。

3 「3. 実施体制」について

(1) 「実施体制の構築」について

概ね異存はない。

(2) 「目頃からの準備」について

ア 素案がリコールの費用調達にまったく言及していないのはリコール促進の共通指針としては画餅である。特に中小企業の場合は長引く不況で資金繰りに困窮していることが予想される。生産物（製造物）責任保険等のリコール特約は費用対効果の関係で付保されることが少数に留まっていると言われている。

リコールの費用調達の問題については、本委員会がヒアリングを実施した行政省庁において、この問題について明解な指針を提言できたところは皆無であった。

イ 消費者が参加したリスクコミュニケーションについてまったく言及していないが、本委員会の当初の指針が変更になったということであろうか。

第5 「IV. リコールを徹底する」について

概ね異存はない。この意見書が強調したいのは、①リコールを開始する意思決定を促すこと、②リコールを実施するに際しては消費者が関与する機会が確保さ

れなければならないという点であり、リコールの開始の意思決定が行われた以降の共通指針については、上記の点を除き、概ね異存はない。

## 第6 「V. 関係者間の連携・協力」について

### 1 「事業者団体」について

概ね異存はない。

### 2 「消費者団体」について

#### (1) 「消費者への情報提供」について

ア 素案には、「消費者団体は、必要に応じて、事業者・事業者団体からの要請に応じて、対象品の危険性その他の情報を収集・分析し、消費者へのわかりやすい情報提供に協力することが望ましい。」とあるが、事業者から事後的にリコールに関する情報を伝達されるだけで、消費者団体にどのような独自性が発揮できるというのか、はなはだ疑問である。

イ 消費者団体が、リコールの必要性やその方法について、消費者の視点から独自の意見を形成するには、事業者と同等の製品事故の情報を事前に保有することが必要である。

ウ なお、消費者団体のなかには、事業者・事業者団体からの要請に応じてリコールに協力することを敬遠あるいは拒絶するところもあるが、その原因は、リコールに協力するための人員、施設及び費用が準備されていないからである。消費者及び消費者団体をリコールに参加させるためには、社会的な制度基盤の拡充が前提問題となる。

#### (2) 「連携・協力の拡大」について

概ね異存はない。

## 第7 「VI. リコールを終了する」について

### 1 終了の意思決定

「実施計画上のリコールの終了」の際の対応と「終了後のフォロー」については概ね異存はないが、実際のリコールの達成度はそれほど高くないことに留意すべきである。すなわち、「100%の回収率を達成した場合を除いては」などという状況はまったく想定することはできず、消費者は常に安全

性を欠いた製品と共存しなければならないという認識がまずもって必要である。

本委員会がヒアリングを実施した行政省庁は、リコールの達成度について追跡調査をしたことがなく、リコールの達成度はすべて事業者任せであるという嘆かわしい状況であることにも留意すべきである。

## 2 検証

概ね異存はない。

### 第8 「VII. その他」について

・素案は、上記したとおり、従前のリコールに関する論議を集成しただけのものであり、「消費者・生活者を主役とした行政の転換」とか「消費者の視点から望まれるリコールのあり方」を標榜しているが、その内実を伴っていない。

以 上

平成20年12月19日

「リコール促進の共通指針(素案)」に対する意見

委員 古田 一雄

標題「リコール促進の共通指針」

頻繁にあっては困るリコールを奨励しているようで、やや違和感を覚える。「適正なリコールの実施に関する共通指針」などの方がよいのではないかと。

Ⅲ. リコールを開始する

3. 実施体制

(2) 日頃からの準備

事業者団体への相談があげられているが、「Ⅴ. 関係者間の連携・協力1. 事業者団体」の部分では、事業者への協力・支援と情報収集・提供の2項目があがっているので、対応をとって「事業者団体を介した情報共有」のような内容を加えた方がよいのではないかと。

## 「リコール促進の共通指針（素案）」についての意見

委員 望月みつ子

消費者の視点から「リコール促進の共通指針」に関する意見を提出する。

### I 基本的な考え方

- ・ 3のリコール実施について、リコール開始の判断をする上で、迅速性が要求されるので「適切なリコールを迅速に実施する。」とするなど、迅速性を強調した方がよいと思う。
- ・ 4のリコール情報の提供について、「……情報を正確にわかりやすく」とするなど、情報提供の正確性を強調した方がよいと思う。

### III リコールを開始する

#### 1 開始の意思決定

##### (1) 開始の判断基準

- ・ 具体的な目安としてクラスⅠ、Ⅱ、Ⅲ分類に基づき、直ちに開始決定を行う、速やかに開始決定を行うなどと記載されているが、事業者によって開始の判断に格差が生じる恐れがある。  
「直ちに」「速やかに」について、「概ね〇日以内など」具体的な判断基準を明確にすることはできないでしょうか？

##### (2) 留意事項

- ・ 「原因を特定できない場合」については、リコール開始判断の留意点の記載があるが、「使い方に起因する場合」「経年劣化」については、リコール実施の留意点が記載されているなど、記載内容が不統一である。  
記載内容については、リコール開始の留意点を明記し、次に実施上の留意点を明記するなど、統一した方がよいと思う。
- ・ 具体的には「使い方に起因する場合」については、「事業者はリコール開始を判断する。」とする。
- ・ 「経年劣化」については、「被害の大きさや頻度を踏まえたうえで、リコール開始を判断する。」とする。

### IV. リコールを徹底する

#### 2 リコールの情報提供

##### (1) 情報提供のあり方

- ・消費者への情報提供の内容は、わかりやすく、消費者の目を引くものであることが重要である。情報には緊急性・重大性が高いもの、中程度のもの、低いものがあるが、消費者にわかりやすく、①消費・使用の中止、②廃棄、③使用の注意など、消費者が的確な対応ができるよう、予め共通マーク等を決めておくなど、情報提供の工夫が必要であると思う。

## (2) 直接伝達

- ・リコール情報を事業者から消費者に直接伝達する方法は、最も確実で効果的な方法である。
- ・平成21年4月から長期使用製品安全点検制度がスタートし、特定保守製品には「所有者票」が添付され、「所有者票」が製造事業者等に集約されることになっており、その効果が期待される。
- ・そこで、この対象となる製品のほか、し、過去の重大事故発生に起因した製品等を対象に、事業者団体等が主体となり、「所有者票」を添付し、消費者に理解、協力を求めるなど、顧客リストの充実を図ることが効果的であると思う。

## (3) 新聞社告

- ・新聞社告は定着してきているが、消費者のリコール情報入手方法としての位置づけは低く、工夫の余地があると思う。  
6ページに掲載されている工夫に加え、掲載欄を各紙共通ページとする、掲載記事の規格を統一する、共通マーク等を活用してリコール情報の重大性を消費者に訴えるなどの工夫も必要であると思う。

## VI. リコールの終了

- 1 「終了の意思決定」に加え、
  - 2 「終了の告知」も必要ではないのでしょうか？
- ・リコール開始の告知を行うのだから、リコール終了の告知も必要であると思う。告知後の消費者へのフォローアップ体制をとる必要があると思う。